

「世田谷区自転車条例」の一部改正（素案）に対する
区民意見募集の実施結果及び区の考え方

1．意見募集期間

令和元年10月15日（火）～11月5日（火）

2．周知方法

区のお知らせ「せたがや」令和元年10月15日号

区のホームページ

閲覧場所（土木部交通安全自転車課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー・くみん窓口、出張所・まちづくりセンター、図書館）での資料配架

3．意見提出者数 74名

（内訳：無作為抽出によるアンケート 68名、ホームページ 6名）

4．意見件数 178件

	項目	意見数
「世田谷区自転車条例」の一部改正（素案）についてのご意見		
	全体について	18
1	ヘルメット着用の義務化及び努力義務化	33
2	自転車点検整備の努力義務化	6
3	駐輪時の自転車の施錠努力義務化	2
4	駐輪場内放置・不正使用者への対応の明文化	0
5	自動二輪車の自転車等駐車場利用の特例	1
6	放置自転車の撤去までの期間についての短縮	1
7	車体への記名義務廃止	0
8	警察への盗難届提出による撤去手数料免除基準の変更	0
9	引取りのない撤去自転車等に対する措置の明文化	2
その他自転車施策に関わるご意見		
10	自転車損害賠償責任保険	29
11	交通ルール、マナー遵守について	58
12	駐輪場について	9
13	自転車通行空間について	13
14	放置自転車対策について	2
15	その他	4

5. 区民意見概要及び区の考え方

○全体について（18件）

意見の概要	区の考え方
条例改正に賛成します。 【同趣旨のご意見 他7件】	条例の改正とともに、各関係者と連携して啓発を進めることにより、自転車事故の防止と軽度化、事故の被害者及び加害者の救済、交通安全意識の向上等を図ってまいります。
改正案について良いかと思えます。 【同趣旨のご意見 他4件】	
世田谷区自転車条例の一部改正素案で、特に問題ありません。	
条例は私達区民の自由を縛るものなので、罰則規定があるのか提示が無い限りは全ての制度に反対したい。	ご意見として承ります。
自転車の利用状況、事故や問題の発生状況等の分析を踏まえ、自転車を週に30分以上乗っている人が議論して決めるべき。	ご意見として承ります。
早わかり図がわかりにくい。 【同趣旨のご意見 他1件】	ご指摘の「義務」の表記の仕方について改善してまいります。

（1）ヘルメット着用の義務化及び努力義務化（33件）

意見の概要	区の考え方
13歳未満のヘルメット着用の義務化に賛成。 【同趣旨のご意見 他8件】	13歳未満の子ども及び自転車利用者全般のヘルメット着用を促進してまいります。
ヘルメット着用は義務化すべき。 【同趣旨のご意見 他9件】	自転車活用推進法が施行される一方、道路交通法改正による自転車ヘルメット着用の動きは見られないことから、すべての自転車利用者に対するヘルメット着用の条例による義務化は時期尚早と考えております。引き続き啓発によりヘルメット着用を促進してまいります。
子どものヘルメット着用について保護者に徹底すべき。 【同趣旨のご意見 他1件】	ヘルメット着用促進に係る啓発、子育て層を対象とした啓発の中で、周知・情報提供を徹底してまいります。
乳幼児世帯のヘルメット購入に対する補助制度を創設せよ。 【同趣旨のご意見 他1件】	乳幼児の身体・生命を守るものでありながら比較的安価な製品であることから、補助制度の創設は考えておりません。

ヘルメットは嫌。 【同趣旨のご意見 他 1 件】	今回の条例改正では、13 歳以上の自転車利用者にはヘルメットの着用を義務付けるものではありませんが、安全のため着用に努めてください。
高齢者のヘルメット着用を義務化せよ。 【同趣旨のご意見 他 1 件】	高齢者のヘルメット着用については、すでに都条例において高齢者の家族にヘルメット着用を勧めるよう努力義務が課されております。高齢者のヘルメット着用促進に向け、啓発に努めてまいります。
ヘルメット着用をどう進めるのか。	小学校交通安全教室や保護者向け自転車安全講習等で、引き続き啓発を図るほか、自転車店、自転車駐輪場等の協力を得て、啓発ちらしの配布や呼びかけを行うなど、さらに重点的に取り組んでまいります。
子どものヘルメット着用については学校教育に期待。	子どものヘルメット着用については、すでに道路交通法で保護者の努力義務となっており、交通安全教室等でもその必要性、重要性を説明しております。これを受けて学校・PTAによる着用促進の取り組みも進められています。引き続き啓発をお願いしてまいります。
自転車ヘルメットの役割、他のヘルメットとの違いについて、区民に適切な情報提供を行ってほしい。	自転車ヘルメットの役割や効果、正しい使用方法等について、区ホームページ、周知チラシ、自転車安全講習等でご案内してまいります。
13 歳未満の子どものヘルメット着用について、違反した場合はどうなるのか。事例を挙げて説明してほしい。	今回の条例改正では、ヘルメットの未着用に関する罰則は設けておりません。その代わりに、啓発資料において、ヘルメットが事故時に頭部を致命的な衝撃から守ること、身体バランス上、頭部が重く、また頭蓋骨の柔らかい子どもの場合、着用の必要性が大人より高いことをお知らせしてまいります。
ヘルメット着用や点検整備の義務について、収入による不公平が生じないようにしてほしい。	ヘルメット着用も点検整備も、自転車を安全に利用するための必需品であり、自分の身を守るために、また他に危害を及ぼさないために、まずは利用者の責任において行うべきであることを、ご理解くださいますようお願いいたします。
区の範囲を超えて自転車は利用されているので、区条例で自転車ヘルメット着用の義務化を扱うべきではな	13 歳未満の子どもについては、すでに道路交通法で着用が保護者の努力義務とされており、また、頭部が重く柔らかい子どもはとりわけヘルメ

い。	ット着用により事故時の頭部への衝撃を軽減する必要があります。子どものヘルメット着用の必要性、重要性をご理解くださいますようお願いいたします。
----	--

(2) 自転車点検整備の努力義務化 (6 件)

意見の概要	区の考え方
点検整備は義務化すべき。 【同趣旨のご意見 他 1 件】	交通安全教室や自転車安全講習等で、引き続き啓発を図るほか、自転車店、自転車駐輪場等の協力を得て、啓発ちらしの配布や呼びかけを行うなど、さらに重点的に取り組んでまいります。
公共施設に空気入れを備えるなど、自転車点検整備環境を整備してほしい。	管理人のいる区立駐輪場では、すでに配備しているところですが、今後、拡充による環境改善を検討してまいります。
点検整備については点検すべき個所を具体的に示す等の啓発を図ってほしい。	東京都自転車点検整備指針の内容をご案内するなど、わかりやすい情報提供に努めてまいります。
自転車点検整備については、個人で考えればいい。	適切な点検整備がされていない自転車は、整備不良による事故の危険性が高まり、利用者本人ばかりか、周囲も危険にさらすこととなります。その必要性、重要性をご理解いただき、自転車点検整備に努めてください。
区内の優良整備事業者を紹介すべき。	東京都自転車商協同組合によるサイクルマイスター認定店のご案内等に努めてまいります。

(3) 駐輪時の自転車の施錠努力義務化 (2 件)

意見の概要	区の考え方
自転車の施錠に関してはダイヤル式など防犯性が高いものを推奨するよう広報してほしい。	施錠についての啓発を行う中で、二重ロックやダイヤル式など、より防犯効果が高い方法を周知してまいります。
駐輪時の施錠を「努力義務」化するというのは、行政の過剰な介入と思う。	自転車利用者の防犯意識を高めることにより、犯罪抑止につなげていくため、施錠努力義務化の周知を図ってまいります。

(4) 駐輪場内放置・不正使用者への対応の明文化 (0 件)

(5) 自動二輪車の自転車等駐車場利用についての特例 (1 件)

意見の概要	区の考え方
駐輪場の絶対数が足りていない地区での自動二輪車向けの転用は止めてほしい。	駐輪場ごとの利用状況を鑑み、自動二輪向け転用の可否を検討してまいります。

(6) 放置自転車の撤去までの期間の短縮 (1 件)

意見の概要	区の考え方
自転車等放置禁止区域外の放置確認期間の改正は最低 4 日にしてほしい。	放置自転車等による事故の防止や、災害時における緊急活動及び避難行動等に必要な、良好な道路環境の確保を実現するために、撤去までの期間の短縮を行うものですが、ご意見として承ります。

(7) 車体への記名義務廃止 (0 件)

(8) 警察への盗難届提出による撤去手数料免除基準の変更 (0 件)

(9) 引取りのない撤去自転車等に対する措置の明文化 (2 件)

意見の概要	区の考え方
引取りのない撤去自転車のうち状態の良いものは、シルバー人材センター等で整備の上生活困窮者や新社会人や新入生などに斡旋してはどうか。	現在、引取り手のない良質な撤去自転車を福祉作業所による清掃等を行い「再生自転車」として開発途上国等への無償譲与や、福祉作業所へ自転車を無償譲渡し、イベントで販売も行っておりますが、ご意見として承ります。
違法駐輪は直ちに撤去した上で競売にかければよろしい。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合推進に関する法律第 6 条により、撤去した自転車等を保管するよう定めており、区では自転車条例にて保管を 1 ヶ月としています。

(1 0) 自転車損害賠償責任保険 (2 9 件)

意見の概要	区の考え方
保険加入の義務化に賛成。 【同趣旨のご意見 他 6 件】	自転車利用者の自転車損害賠償責任保険加入を促進してまいります。
保険の加入義務化の徹底のため、区民に周知と詳しい情報の提供を図れ。	区のおしらせや区ホームページ、さらにはちらしの配布等により、自転車損害賠償責任保険の加入について、自転車保険に加入するほか、自動車保

【同趣旨のご意見 他 8 件】	険等の特約で対応できる場合があること等を説明し、自転車保険に関する情報をご案内してまいります。
保険加入についてはネット販売を含め、自転車購入時に確認し、強制すべき。 【同趣旨のご意見 他 3 件】	自転車購入時の自転車販売業者による保険加入有無の確認については、利用者の加入義務と同様、改正された東京都の条例に努力義務として定められております。区からは区内業者に対し協力を呼び掛けてまいります。
保険の申込期間が短いので、いつでも入れるようにしてほしい。 【同趣旨のご意見 他 1 件】	区民交通傷害保険については、年 1 回、5 ～ 6 月が加入申込期間と限られていますが、民間の自転車保険等はいつでも加入申し込みが可能です。
保険加入の義務化にあたっては区が助成すべき。 【同趣旨のご意見 他 1 件】	自転車保険は自転車事故の加害者と被害者の双方を守るものです。区では年間 1400 円の保険料で上限 1 億円の自転車損害賠償責任保険に加入できる区民交通傷害保険を用意し、区民が比較的安価に保険に加入できる環境を整備しているため、補助制度の創設は考えておりません。
自転車事故の被害者の立場が抜けている。	自転車事故被害者の視点からも、自転車の安全利用、自転車保険の加入等を進めております。
未成年の自転車損害賠償責任保険加入について、保護者に徹底すべき。	区のお知らせや区ホームページで周知を図るほか、さらには小・中学校へのちらしの配布等により、未成年の自転車損害賠償責任保険の加入について、保護者への周知を徹底してまいります。
保険加入に対する義務は必要ない。	自転車保険加入義務化につきましては、国から各自治体で条例制定により取り組むよう、国から方向性が示され、東京都の条例により定められたところです。令和 2 年 4 月よりの施行となり、区内も適用の対象範囲となります。
保険の入り方がわからない。区で負担してほしい。	区民交通傷害保険につきましては、毎年、加入申込期間中に区のお知らせ、区ホームページ、PR ちらし等でご案内しております。その他の民間保険につきましても、今後、区ホームページ等に情報を掲載してまいります。
掲示板を活用して周知を図れ。	区のお知らせ、区ホームページ、ちらし配布、回覧板の活用のほか、掲示板も活用して周知を図ってまいります。

(1 1) 交通ルール、マナー遵守について (5 7 件)

意見の概要	区の考え方
交通ルール、マナーの指導をすべき。 【同趣旨のご意見 他 1 8 件】	小・中学校での交通安全教室、自転車安全講習等により、自転車利用者の「気づき」を促す、効果的な交通ルールやマナーの指導・啓発を進めてまいります。また、所轄警察署に指導・取り締まりの強化を要望してまいります。
警察に取り締まり強化を働きかけよ。 【同趣旨のご意見 他 5 件】	平成 2 7 年 6 月の改正道路交通法施行により、1 4 項目の危険行為に該当し、3 年間で 2 回以上検挙された者に対し自転車運転者講習の受講が義務付けられて以来、所轄警察署も自転車危険運転の多い地点で定期的に指導・取り締まりを行っております。さらなる強化を要望してまいります。
子育て層への安全教育を強化すべき。 【同趣旨のご意見 他 8 件】	区内では 2 0 ~ 4 0 歳代の自転車事故が多いことから、区内事業者、区内大学、子育て層を中心に、重点的に自転車安全利用啓発を図っております。特に子育て層につきましては、小学校保護者への自転車安全利用講習、子供の体重分のオモリを自転車に積んで特性や運転のコツを体感する体験講習「初めての子育て自転車」の実施、情報をわかりやすくまとめた冊子「子育て自転車の選び方&乗り方」の配布など、工夫して進めております。今後、さらに充実を図ってまいります。
自転車はナンバーを付けるべき。 【同趣旨のご意見 他 3 件】	区外から区内へ流入する自転車も多いことを考えれば、自転車ナンバー制を導入するとすれば、各区単位ではなく、できれば全国一括、少なくとも都道府県単位での実施が必要と考えます。
自転車の歩道通行は禁止すべき。 【同趣旨のご意見 他 1 件】	現在の道路交通法では、場合を限定して自転車の歩道通行を認めております。この法規定が守られないために、自転車の歩道通行が危険をもたらしていることが多いと考えております。「歩行者優先」など法規定の遵守を、引き続き呼び掛けてまいります。
電動アシスト自転車については、交通安全啓発や、別途規制を設けるなど交通安全対策を強化してほしい 【同趣旨のご意見 他 1 件】	電動アシスト自転車の普及が著しい子育て自転車(チャイルドシート付自転車)につきましては、体験講習「初めての子育て自転車」を実施するなど、特化した内容を自転車安全講習に盛り込み、

	啓発の充実を図っております。今後は普及が予想される高齢者層向けの啓発を工夫してまいります。なお、規制については必要に応じて国が法規制により行うことが望ましいことから、区条例では言及していません。
歩きスマホ禁止条例を制定せよ。	区では一般社団法人電気通信事業者協会の協力を得て、歩きスマホ防止啓発ポスターやマグネットシートの掲出を行っております。引き続き啓発による防止を図ってまいります。
退職警察官等の有給活動で違反对策、指導が必要	ご意見として承り、警察署にも伝えてまいります。
高齢者の自転車車道通行は危険。	70 歳以上の高齢者につきましては、道路交通法で「自転車歩道通行可」以外の歩道でも、歩道通行が認められております。「自転車は車両なので車道通行」という原則とともに啓発に努めてまいります。
スマホのながら運転に厳しい罰則を科すべき。	すでに道路交通法等で禁止及び罰則の規定があるところですが、法令遵守と自転車安全利用の徹底のため、携帯電話、イヤホン、傘差し等のながら運転の禁止を、区条例に追加します。
危険運転への声かけや取締りを区でできないか。	危険運転への声かけにつきましては、踏切や通学路などで、所轄警察署の協力を得ながら、地域と区の協働による街頭キャンペーンという形で行っております。取り締まり権限はあくまで警察にあり、また、台数が多く、移動も速いことから、「ポイ捨て防止」のような形で区が指導することは困難であるばかりか、危険が伴うと考えます。
自転車をすべて免許制にせよ。	自転車免許制については、免許申請に対する審査、購入時のチェックや通行時の指導・取り締まり体制の整備等が必要なため、実施するのであれば、国による全国共通の実施が望ましいと考えます。
都内最多レベル事故件数・盗難件数について区民の理解・認識向上を図れ。	交通安全教室、自転車安全講習等で説明し、交通安全意識を喚起するよう努めております。今後も引き続き効果的な啓発を図ってまいります。
事故が多い場所が認識できる工夫が必要。	警察署や道路管理者が注意喚起看板等を設置しておりますが、今後、マップ等を活用し、よりわ

	かりやすい注意喚起に努めてまいります。
高齢者への交通安全教育・対策の強化を図るべき。	今後、電動アシスト自転車の高齢者への普及も予想されております。高齢者への自転車安全利用啓発の充実に努めてまいります。
大きな角には人は右側通行と表示してほしい。	道路交通法では、歩道や十分な幅員のある路側帯、車道と区別のない道路においては、歩行者道路の右側を通行しなければならないと定めております。
警察官が交差点で正しい通行の仕方を教えてほしい。	自転車交通量の多い交差点等では、警察が定期的に指導・取り締まりを行っております。
自転車を大切な財産として大事に扱うよう啓発すべき。	自転車をていねいに大事に扱うようになれば、交通ルールやマナーを守って安全に利用し、また、放置や盗難もなくなるというのは、まさにその通りであると考えます。今後、啓発に努めてまいります。
自転車利用者が安全な走行をするための講習の受講を義務化すべき。	出前型講習の実施等により、引き続き講習受講層の拡大に努めてまいります。
信号無視の自転車は検挙したその場で自転車を没収すべき。	信号無視は道路交通法第7条違反に当たり、罰則等も定められております。これを超えて区条例で違反自転車の没収等の処分を行うことは困難と考えます。
自転車通行帯への歩行者の侵入の罰則化。	自転車通行のために整備した空間は、基本的にすべて車道上であるため、歩行者の通行は道路交通法により禁じられています。

(1 2) 駐輪場について (9 件)

意見の概要	区の考え方
駐輪場を増やしてほしい。 【同趣旨のご意見 他5件】	世田谷区では、駅ごとに駐輪場の必要台数を将来需要の推計から算定し整備を進めております。月ぎめ、日ぎめ、時間ぎめの別についても必要台数を精査してまいります。
チャイルドシート付等の大型自転車を止めやすくするため駐輪場を改善してほしい。	従来の自転車ラックを間引くなどして、大型自転車への対応を随時進めております。
駐輪場の一定時間無料化を検討してほしい。	駐輪場の利用は通勤通学利用や、買い物利用など様々なケースがあります。現在、一部の駐輪場に

	おいては無料時間を設定しておりますが、利用状況について調査を実施し、今後の駐輪場整備や利用料金の検討に活かしていく予定です。
店などの駐輪スペース確保をしてほしい。	世田谷区自転車条例において、一定規模以上の大規模店舗等には駐輪場を設置する義務を規定し、指導しております。

(1 3) 自転車通行空間について (1 3 件)

意見の概要	区の考え方
自転車通行空間の整備を進めてほしい。【同趣旨のご意見 他 5 件】	「世田谷区自転車ネットワーク計画」を策定し、自転車走行環境の整備を進めております。
道路に自転車・歩行者のレーンを明確に表示すべき。	
道路が狭いため電線地中化により自転車通行環境の改善を図れ。 【同趣旨のご意見 他 3 件】	「世田谷区無電柱化推進計画」を策定し、優先度を考慮して電柱の地中化を図っております。道路幅が 6 m に満たない道路は技術的な問題も多く、電柱地中化は困難となっておりますが、区内全域での自転車走行位置表示などの整備を進めることで、左側通行などのルールが浸透し、安全な自転車の利用環境につながるものと考えております。
自転車通行帯の違反駐車を取り締まりを強化せよ。	交通管理者へ取り締まりなど協力を依頼してまいります。
路上を走るロードバイク型自転車は危険車両に相当している。共存に無理がある道路多い。	速度の出やすいロードバイク型自転車利用者が他の歩行者や自転車の安全を意識するよう安全啓発を進めるほか、自転車通行空間の整備を進め、ロードバイク型自転車が車道左側を通行し、歩行者・自転車が共に安全利用できる環境整備に努めてまいります。

(1 4) 放置自転車対策について (2 件)

意見の概要	区の考え方
路上駐輪で車や歩行者が危険な状況によく出会いますが、現行法では勝手に移動できないので、移動させてよいように権利を明記してもらえないでしょうか？	道路管理者以外の者が、所有者の承諾なく自転車の移動を認める法令がないため難しいですが、ご意見として承ります。

路上駐輪に対して罰則があるとベストです。	放置自転車は道路交通法において罰則（罰金）についての定めがないことから、区の条例でも特に罰則規定は無く、撤去した放置自転車を所有者等が引き取る場合に、「撤去及び保管に要した費用」として、撤去保管手数料を徴収する対応をとっております。
----------------------	--

（１５）その他（４件）

意見の概要	区の考え方
烏山は、踏み切りをなくし高架にして欲しい。	京王線連続立体事業を進めており、将来は高架となる予定です。
シェアサイクルが機能していないようで残念。	ご意見として承ります。
世田谷区は他に比べ面積や人口が多いのだから、事故件数が最多レベルなのはあたりまえなのでは？	ご指摘のとおり、交通事故・自転車事故件数が多い理由の多くは、区の人口の多さ、面積の広さ、交通量の多さにあり、その点では当然と言えるかもしれません。その一方で、事故件数が多いのは決して望ましいことではなく、事故防止の取り組みが必要です。こうしたことから、ワースト１位（２位）との表現を注意喚起のためのフレーズとして活用しています。
カーブミラーの方向調整をしてほしい。	カーブミラーは自動車運転者のためのものであり、歩行者・自転車利用者はカーブミラーを利用するのではなく、実際に見て安全確認するよう求められております。